

(仮称) 甲賀市自治基本条例タウンミーティング（地域説明会）で寄せられたご意見等と市の考え方について

- ・ 11月16日（月） 土山開発センター : 66人
 - ・ 11月17日（火） かふか生涯学習館 : 104人
 - ・ 11月18日（水） 碧水ホール : 233人
 - ・ 11月19日（木） 信楽開発センター : 87人
 - ・ 11月20日（金） 甲南情報交流センター : 149人
- ＜参加人数：計639人＞

No.	該当箇所	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
1	全体	自治基本条例は期限があるのか。	期限はありません。
2	全体	自治基本条例を市民へ周知し、職員も十分に条例の内容を理解し、担当部署だけでなく横断的な形で対応してほしい。	本市のまちづくりの基本となるものであることから、部局を超えた全庁体制で本条例を生かした行政運営を進めます。
3	全体	自治基本条例にある言葉の定義や意味と既存の条例の表現との整理が今後、必要だと思う。	既に制定している市の条例案との整合を図り必要があれば修正します。
4	全体	第4条目指すまちの姿で「・・・その実現に向けて行動するものとします」、第8条子どもの権利で「・・・まちづくりに参加することができるものとします」とあるが、「ものとします」という文言とそうでない文言との違いは何かあるのか。	ご意見を踏まえ、親しみやすい言葉として「します」に修正します。なお、第15条は法令上、この表現がふさわしいことから原文のとおりとします。
5	全体	「必要な支援」と「積極的な支援」とあるが、どういう違いがあるのか。	自治振興会活動の支援のあり方については、自治を尊重する観点から「必要な支援」とし、市民活動は公益の増進に取り組む活動が今後さらに拡がることが重要であるため、「積極的な支援」と表現することとし、原文のとおりとします。
6	全体	言葉の整理で「職務」「事務」「業務」の違いがわかりにくい。「事務」よりは「業務」という言葉がいいのでは。	ご意見を踏まえ、「職務」に統一して修正します。
7	全体	自治基本条例は一定のルールの中かでまちづくりをしていくための条例であり、理念をもって進めていくことは非常に大事なことです。まちづくりの理念をよく理解して実行されることを願う。	本条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるものですが、本市のまちづくりの基本となるものであることから、本条例の趣旨、精神を最大限尊重した行政運営に努めます。
8	全体	学区や地区といった表現の使い方について整理が必要。	他の条例での使い方も含め、今後必要となった場合は、整合性を図ります。
9	全体	甲賀市らしい基本条例はどの条文か。	前文では、甲賀市の地理的な状況や、歴史的な資源について、また、個別の条文では多文化共生や子どもの権利、自治振興会、安心安全のまちづくりといった内容が甲賀市らしい内容です。また、「です・ます」調の表現も特徴の一つです。
10	全体	まちづくりに関する条例が甲賀市には他にあるか。	個別の条例は多くあり、例えば都市計画関連でまちづくりに係る条例はありますが、本条例のようにまちづくりの仕組みを規定する類の条例はありません。
11	全体	自治基本条例策定の会議では、市の職員も一緒になって協議されたということだが、市民委員はどのような方が入っていたのか。	学識経験者や区長会、市民活動団体、自治振興会といった団体や公募により募集した委員等で構成されています。

No.	該当箇所	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
12	全体	自治基本条例策定委員会において、議論が白熱したところはどの部分か。	市民の定義や区・自治会、自治振興会、住民投票の必要性の項目はたくさんのご意見がありました。
13	全体	制定後に今までと大きく変わることはあるのか。	行政主導型から協働型のまちづくりへの転換を着実に図っていく中で、まちづくりへの参加を通じ、それを実感していただくことができると考えます。
14	前文	「紫香楽宮が遷都し」とあるが、「遷都し」というと、どこかへ行ってしまいうイメージあるので一度検討していただきたい。	ご意見を踏まえ、「遷都され」に修正します。
15	第5条 条例の位置づけ	説明では並列の関係と言っているが、スライドの図はそうになっていない。	本条例も形式的には、ほかの条例と並列の関係にあるものですが、本市のまちづくりの基本となるものであることから、本条例の趣旨、精神を最大限尊重した行政運営に努めます。
16	第5条 条例の位置づけ	自治基本条例は重視すべき規範であるため、最高規範的な位置づけであるという表現のほうが理解できる。	
17	第6条 市民の権利	第6条市民の権利第2項の解説に憲法14条のことが触れられているが、憲法14条は差別されないという禁止する趣旨の規定であり、個人の尊重は憲法の別のところで定めてあることから、その関係をもう一度検討していただきたい。	憲法13条の考え方を踏まえた内容に解説文を修正します。
18	第6条 市民の権利	市民の権利の第2項の「市民は、性、年齢、障がいの有無等に関わらず」を「性、年齢、国籍」とする方が、第10条の多文化共生との関係上、ふさわしいのではないかと。	国籍については、第10条で明文化しているため原文のとおりとします。
19	第7条 市民参加	市民参加とはどういう参加になるのか。	協働の精神のもと、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていくためのものです。
20	第8条 子どもの権利	6条市民の権利の2項はいいことだが、第8条の子どもの権利だけ書いてあるのはなぜか。	子どもにやさしいまちが、全ての人にやさしいまちにつながっていくという考えから規定しています。
21	第9条 学び及び教育	まちづくりには教育が必要であり、生涯学習という視点が非常に大切である。	ご意見のとおり、生涯学習を通じたまちづくりが大切であると考え、「学び及び教育」の項目として挙げています。
22	第11条 安全安心なまちづくり	安全安心なまちづくりに、甲賀市が取り組んでいるセーフコミュニティの表現を掲げてはどうか。	セーフコミュニティの理念を踏まえた表現にしているため、原文のとおりとします。
23	第15条 議会及び議員の役割及び責務	議会及び議員の役割及び責務の第3項にある「別に定める条例」とは何か。	別に定める条例とは議会基本条例を指しています。
24	第17条 区及び自治会	区や自治会などは自発的に自治を進めてきたが、それを組織化すると逆に自治に制限がかかる面もあるのではないかと。	条例に位置づけることで、住民自治がより推進されるものと考えています。
25	第17条 区及び自治会	区と自治会は異なる組織だと思うので、明確にすべき。	今回のご意見を踏まえ、行政区設置規則について今後、関係機関で意見を重ねていただきたいと考えておりますので、原文のとおりとします。
26	第17条 区及び自治会	区及び自治会に加入していない人がいるので、「居住している市民等」とするなど、漏れのないようにしてほしい。	当該地域に居住されている市民の皆さんに、区及び自治会に積極的に関わっていただきたいと考えておりますので、原文のとおりとします。

No.	該当箇所	いただいたご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
27	第18条 自治振興会	市は市町村合併により規模が大きくなったことから、行政運営上において自治振興会という組織が必要なのではないか。	少子化が進み、人口減少社会に入った今、地域の力が何より必要であることから、自治振興会によるまちづくりを進めており、今後も自治振興会活動を支援します。
28	第18条 自治振興会	条例に出てくる「まちづくり」と第18条自治振興会にある「地域づくり計画」の文言の違いは。	「まちづくり」は第2条の定義に掲げる意味で、「地域づくり計画」は自治振興会が策定する計画です。
29	第18条 自治振興会	自治振興会の法的な位置づけは。	これまでは、規則で規定していましたが、この条例が制定された後は、条例でも位置づけられることになります。
30	第18条 自治振興会	分会制で運営している自治振興会もあるので、区及び自治会と分けられているように、自治振興会と自治振興会分会に分けて定義する方が正しいのではないか。	自治振興委員会において地域事情を鑑み、特例的に認められたものであり、恒久的な組織ではないため、原文のとおりとします。
31	第17条 区及び自治会 第18条 自治振興会	第17条区及び自治会と第18条自治振興会の内容が骨子案と比べて整理されていると感じた。	庁内検討委員会で十分協議を重ね検討し条例素案を策定しました。
32	第21条 住民投票	第21条住民投票の住民と、第2条の定義にある市民の使い分けについて。	投票する市民を明らかにするため、このような表現にしています。
33	第25条 行政運営の 基本原則	第25条行政運営の基本原則に「最少の経費で最大の効果を上げる」と書かれているが、過疎化問題を抱えている地域に費用対効果を求めるのはどうかと思う。	効率や費用対効果は経費の縮小だけを意図しているものではなく、事業効果の最大化を目指すものです。貴重な税金を財源としていることから、無駄なく広く市民のために生きた使い方をさせていただく考えです。
34	第31条 条例の見直し	条例は定期的に見直すほうがいい。	第31条第3項にあるように適切な時期に見直していきます。
35	その他	自治振興会と地域市民センターの今後の関係について。	条例とは直接関係ないご意見と判断しますが、今後の市政運営のための貴重なご意見として参考とさせていただきます。
36	その他	自治振興会と区及び自治会との関係をどうしていくべきか迷っている。	
37	その他	住民投票はどのような形で投票されるのか、どうしたら住民投票ができるのか。	
38	その他	忍者の話が出てても関東方面では伊賀流を思い浮かべる。	
39	その他	高速道路や歴史的・文化的な地域資源を生かし、先人が築かれたものを大切にしながらPRしていく必要がある。	
40	その他	区及び自治会に、参加・加入しない人たちへの働きかけが必要。	
41	その他	自治振興会が充実した組織となるよう、行政が持っているデータは出来る限りオープンにし、活用できるようにしてほしい。	